

2021年9月14日発行



宮城労働局メールマガジン



目 次

1. 9月21日からハローワークインターネットサービスの機能がより便利になります！
2. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額853円に～
3. 最低賃金引き上げを検討する中小事業主様へ
4. 歩合給がある場合の雇用調整助成金について

-
1. 9月21日からハローワークインターネットサービスの機能がより便利になります！
-

9月21日からハローワークインターネットサービスの機能が更に充実し、オンラインで受けられるサービスが広がります。

これまで以上に、仕事をお探しの方に対する様々な就職活動支援、人材を採用したい事業主の方に対する採用サポートを展開していきますので、是非、ハローワークをご利用ください。

★事業主の皆様へ

9月21日から以下のとおり、ハローワークインターネットサービスの機能が更に充実します。

◆ハローワークからオンラインで職業紹介を受けることが可能に！

- ▶ ハローワークから求人者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けることができます。
- ▶ 求職者のやりとりを求人者マイページで完結できるため、採用業務が効率化します。

◆求職者からオンラインで直接応募を受けることが可能に！

- ▶ 求人者がハローワークインターネットサービスに掲載した求人（「オンライン自主応募を受け付ける」を選択した求人のみ）に対して、求職者がハローワークを介さずに直接応募することができます。
- ▶ ハローワークに求職登録している求職者と、ハローワークインターネットサービスのみ登録している求職者が応募できるため、応募者層が広がる可能性があります。

詳しく見る

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000954408.pdf>

★お仕事をお探しの皆様へ

9月21日から以下のとおり、ハローワークインターネットサービスの機能が更に充実します。

◆ハローワークからオンラインで職業紹介を受けることが可能に！

- ▶ ハローワークから求職者マイページを通じてオンライン職業紹介を受けることができます。
- ▶ 求職者マイページに届いたハローワークがお勧めする求人情報について、志望動機等を作成し、オンライン上で求人に応募することができます。

◆オンラインで求人に直接応募が可能に！

- ▶ ハローワークインターネットサービスで求人を検索し、ハローワークを介さずに直接応募することができます。（オンライン自主応募の対象求人に限る）
- ▶ 応募した求人の履歴や採否結果などがオンラインで確認できます。

詳しく見る

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000954411.pdf>

なお、厚生労働省HP上でもインターネットサービス機能の充実に関する掲載をおこなっておりますので、ぜひご覧ください♪

→

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.html

【お問合せ先】

職業安定課 (022-299-8061)

2. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額853円に～

県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、令和3年10月1日から28円引き上げられ、853円に改正されます。

現在の賃金額（月給制の場合は時間額換算で）をご確認の上で、本年10月1日以降の賃金について、最低賃金額以上の支払いとなるよう、ご理解とご協力をお願いします。

【お問合せ先】 賃金室（022-299-8841）

3. 最低賃金引き上げを検討する中小事業主様へ

売上げが30%以上低下し雇用調整助成金の特例（業況特例といいます）の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件（1/40）を問わず支給します。

●詳細

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000814592.pdf>

【お問合せ先】 職業対策課（022-299-8063）

4. 歩合給がある場合の雇用調整助成金について

給与に歩合給（出来高払）制が含まれる労働者を休業させた場合、雇用調整助成金の助成額算定方法が変更されました。令和3年9月1日以降の休業から該当となります。

●詳細

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000821251.pdf>

【お問合せ先】 職業対策課（022-299-8063）